

平成26年度東京都農業施策に関する建議

東京の農業は、それぞれの地域で環境に適応した特長ある展開がはかられており、地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。しかし、現行制度のもとでは農地の減少に歯止めがかからず、農業生産の規模も縮小し続けている。

都民から望まれている、緑があり災害にも強い「農業のあるまちづくり」を実現するためには、農業・農地を次世代に受け継ぐための都独自の施策を構築することが求められている。

よって、東京都におかれては平成26年度農業施策において下記事項を実現し、東京農業の新たな発展がはかれるよう、東京都農業会議第112回総会の総意をもって建議する。

記

1. 東京農業の振興と担い手支援

(1) 認定農業者に対する支援体制の強化

認定農業者を確保し、その経営改善を実現するためには、区市町村が行う認定申請個別相談会や、経営改善計画を実現するための相談活動、さらに区市町村独自の支援事業等を積極的に後押しする必要がある。よって、東京都においては認定農業者への支援体制をさらに強化するとともに、「認定農業者支援対策室（仮称）」を設置し重点的な対応をはかること。

(2) 農業振興地域の担い手支援と農地確保

市街化調整区域・農業振興地域の活性化に向け、農地保全および担い手確保のあり方について早急に検討し、支援方策を確立すること。

(3) 補助事業の拡充と要件等の見直し

農業経営の展開は個別農業者の独創的な発想や努力に負うところが大きい実態を踏まえ、事業対象要件の原則を個別経営体とするとともに、より小さな事業費単位を設けること。また、農家が持つ既存の設備や機械を活用する施設整備等も事業対象とすること。

(4) 労働力確保体制の確立

農家における労働力確保対策に加え、農業に関わりたいという市民からの要求に応えるため、ヘルパーやボランティア、農作業受託組織等と農業者を結ぶ体制を構築するとともに、地域において同様の機能を果たす組織等の育成・支援に取り組むこと。

(5) 再生可能エネルギー設備の導入に対する支援

畜舎や作業場、加工場等の農畜産施設を利用してバイオマスや太陽光発電などの設備を導入し、再生可能エネルギーの活用をはかろうとする農家を積極的に後押しするため、東京都独自の支援施策を創設すること。

(6) 畜産経営に対する支援

東京産畜産物の消費拡大に取り組むとともに、学校給食に東京産牛乳や鶏卵等の利用が一層進むよう、支援を強化すること。また、青梅の畜産センターに都内産畜産物のアンテナショップを設け、畜産振興と食育の拠点として整備すること。

(7) 6次産業化に取り組む担い手の支援

農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策を構築するとともに、関連する産業や分野との連携強化や販売促進を支援すること。

(8) 島しょ農業の振興

島しょ地域の重要な産業である農業を振興するため、各島の特色を踏まえ、基盤整備や担い手確保、農産物の販売促進、出荷形態および流通方法の試験研究、コスト低減などに対し支援を拡充すること。

(9) 都市緑化における都内産植木・花きの利用促進

都が公共事業で緑化に使用する植木・花き等の材料については、都内産を50%以上使用する規定を設けること。また、植木・花きについて新品種や販売手法の開発、需要の開拓、消費者への普及などについて生産者や関係機関と連携して推進すること。

2. 農地の遊休化を防止する対策の確立

(1) 遊休農地の発生防止と解消の支援

遊休農地の解消をすすめる事業（従来の「農地リフレッシュ再生事業」）について地域の実情を踏まえた運用と予算の拡充を行うこと。また、遊休農地発生の防止や土ぼこり対策などにも期待される小麦や菜種、大豆や飼料作物等の栽培に対する支援を確立すること。

(2) 物納農地等の管理改善

物納や道路用地買収等で国および地方自治体に所有権が移転した土地は、雑草や害虫が発生するなど隣接する農家および地域の環境にも多大な悪影響を与えている。よって、都有地については農地として貸すなど利活用をはかるとともに、国が所有する物納農地等についても同様の対応が図られるよう働きかけること。

3. 都市農地の確保に向けた取組

(1) 生産緑地指定の促進

生産緑地を増やすことが都市農地の減少を防ぐとともに緑被率の向上につながることから、関係部局間で連携し、生産緑地の追加指定を促進するための方策を確立して積極的に取り組むこと。

(2) 新たな都市計画制度確立への働きかけ

都市農業が存続できる新たな都市計画制度の構築に向け、国に強く働きかけること。

(3) 防災に資する農業用施設等の整備に対する支援

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生を契機として、首都直下型地震の発生に備えることがこれまで以上に喫緊の課題となっている。このようなか、地域の防災に協力する農家が持つ農業用施設・設備等については、住民の一時避難等の際に有効に活用できるよう緊急に点検・整備する必要がある。よって、関係部局間で連携し、その改修や保全、点検等に対する支援施策について早急に検討し実施すること。

4. 新規就農者の確保・支援

新たな担い手の確保が地域農業の活性化と不耕作地の解消に有効であることから、農外から新規に参入する就農者の経営確立に対する支援を強化すること。また、青年就農給付金を都内で円滑に活用できるよう体制を整備すること。さらに、島しょ地域や中山間地域において新規就農者が利用できる住宅の確保等、就農を支援する施策を構築すること。

5. 都民の期待に応え、共に育てる農業の推進

(1) 安全・安心な食料の供給と環境保全型農業の推進

安全・安心な農産物を求める都民のニーズに応えるため、低農薬栽培や環境保全型農業等を実践する農家および、消費者と共に循環型農業に取り組む農家に対し、必要な農業資材の導入等に対する支援を行うこと。あわせて農薬飛散防止に取り組む農家に対しては、その技術や資材の導入に対する支援を行うこと。また、安全・安心かつ環境にも配慮して生産された農産物について、再生産が可能な価格が実現するよう都民に対して啓発を行うこと。

(2) 学校給食における地場産農産物利用の促進

子供たちに地元で収穫された新鮮かつ安全でおいしい食べ物を提供することは食農教育の基本であり、将来の「農のある東京」の礎である。よって、関係部局間の連携のもと、学校給食における地場産農産物の利用を奨励する事業を創設して生産者組織や自治体、学校の取組を積極的に支援すること。

(3) 食農教育の推進

都民の農業に対する理解を促進し健全な食生活を啓発するため、食農教育に取り組む農家や自治体に対し必要な支援を行うこと。

(4) 学童農園の設置や運営に対する支援

次代を担う子どもたちに食料や農業の大切さを伝える農業体験の取組が恒常的に行われるよう、小学校に対する生産体験推進事業における学童農園への支援をさらに拡充すること。

(5) 農地が無い地域における都内産農産物の販売促進

東京産農産物の販売を促進し、あわせて都民の農業に対する理解を広げるため、区部の農地が無い地域の消費者に対し、都内各地で生産された農産物を恒常的に供給する仕組みを創設すること。

6. 原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染への対応

福島第一原子力発電所事故の発生に伴う都内産農産物の放射性物質検査については、都が責任を持ち継続して実施すること。

また、現在は自粛している落葉・剪定枝を原料にした堆肥生産が一日も早く再開できるよう、国と協議して都としての方針と対策を早急に確立するとともに、農業者に対し今後の道筋を示すこと。

7. 防疫体制等の強化

(1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

ウメ輪紋ウイルスの緊急防除については、徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

(2) 鳥インフルエンザや口蹄疫等の防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与える鳥インフルエンザや口蹄疫等について防疫体制を強化すること。

8. 有害鳥獣対策の強化

農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地発生の一つの要因ともなっている有害鳥獣等の被害を防止するため、鳥獣害対策の専門官を設置して対策に取り組むこと。また、特に深刻な被害を与えているサル・シカ・イノシシ等の駆除を強化するとともに、小規模な防護設備の導入も含め助成を拡充すること。

さらに、都市地域にあっても近年、被害が大きく増え深刻化しているハクビシン・アライグマ・タヌキ・カラス・ヒヨドリなどの有害鳥獣に対しても有効な対策を早急に構築するとともに捕獲・駆除を強化すること。

9. 山林保全対策の推進

山林の荒廃を防止するため、ペレット燃料を含め燃料として間伐材の利活用を積極的に普及・推進すること。また、東京産木材の幅広い活用方法を開発し、利用の拡大を推進すること。

平成25年3月18日

第112回東京都農業会議通常総会